

## 2 民間給与関係資料

### 平成 26 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、平成 26 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 10,478 事業所

- (ア) 農業，林業
- (イ) 漁業
- (ウ) 鉱業，採石業，砂利採取業
- (エ) 建設業
- (オ) 製造業
- (カ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (キ) 情報通信業
- (ク) 運輸業，郵便業
- (ケ) 卸売業，小売業
- (コ) 金融業，保険業
- (サ) 不動産業，物品賃貸業
- (シ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (ス) 宿泊業，飲食サービス業
- (セ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (ソ) 教育，学習支援業
- (タ) 医療，福祉
- (チ) 複合サービス事業（中分類の郵便局に分類されるものを除く。）
- (ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

##### イ 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,211 事業所を無作為に抽出選定した。

##### イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

##### ウ 調査実人員

59,859 人（うち初任給関係職種 4,840 人）

**第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数**

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	71	10	16	11	26	8
製 造 業	202	34	36	52	70	10
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業	233	37	35	31	94	36
卸 売 業 ， 小 売 業	154	17	23	20	82	12
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	63	18	11	6	18	10
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	194	20	24	20	84	46
計	917	136	145	140	374	122

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が294あった。  
 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」（郵便局に分類されるものを除く。）及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

**第 11 表 民間における定期昇給制度の状況**

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 制 度 の 内 容			定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
一 般 従 業 員	88.5 %	32.4 %	72.8 %	45.0 %	11.5 %
管 理 職 (課 長 級)	81.1 %	21.8 %	66.7 %	40.1 %	18.9 %

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

**第 12 表 民間における定期昇給の実施状況**

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		実 施	増 額	減 額	変化なし		
一 般 従 業 員	85.6 %	85.0 %	26.8 %	4.0 %	54.2 %	0.6 %	14.4 %
管 理 職 (課 長 級)	76.7 %	75.6 %	22.2 %	3.3 %	50.1 %	1.1 %	23.3 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

**第 13 表 民間における冬季賞与の配分状況**

区分 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
一般従業員	49.6 %	50.4 %
管理職(課長級)	42.9 %	57.1 %
管理職(部長級)	42.4 %	57.6 %

**第 14 表 民間における特別給(賞与)の支給状況**

項目	企業規模	規模計		
			1,000人以上	1,000人未満
平均所定内給与月額	下半期	407,720 円	448,166 円	365,703 円
	上半期	411,644 円	454,767 円	367,105 円
特別給の支給額	下半期	823,434 円	979,474 円	657,458 円
	上半期	902,808 円	1,095,613 円	693,602 円
特別給の支給割合	下半期	2.02 月分	2.19 月分	1.80 月分
	上半期	2.19 月分	2.41 月分	1.89 月分
	年間計	4.21 月分	4.60 月分	3.69 月分

(注) 下半期とは平成 25 年 8 月から平成 26 年 1 月まで、上半期とは平成 26 年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 3.95 月である。

**第 15 表 民間における家族手当の支給状況**

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	16,250 円
配偶者と子 1 人	24,110 円
配偶者と子 2 人	31,295 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については 13,500 円、配偶者以外については、1 人につき 6,000 円である。

なお、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子については、1 人につき 4,000 円が加算される。

**第 16 表 民間における単身赴任手当の支給状況**

支給の有無	事業所割合
支給する	88.7 %
支給しない	11.3 %
単身赴任手当の支給方法が一律定額の 事業所における平均支給月額	37,952 円

(注) 事業所割合は、転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

第 17 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000人以上	100人以上 1,000人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	203,708	206,157	202,548	202,220
		短 大 卒	183,915	* 180,235	187,787	* 178,318
		高 校 卒	166,511	163,754	165,071	* 180,413
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	206,057	210,878	206,644	199,358
		短 大 卒	197,038	* 192,300	* 197,738	* 199,067
		高 校 卒	167,620	* 163,468	166,288	* 173,703
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	204,435	207,128	203,869	200,807
		短 大 卒	188,627	183,145	191,687	* 187,365
		高 校 卒	167,030	163,666	165,665	* 176,142
新 卒 研 究 員		大 学 卒	* 232,170	* 232,170	—	—
新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	—	—	—	—
		高 校 卒	—	—	—	—
準 新 卒 医 師		大 学 卒	—	—	—	—
準 新 卒 薬 剤 師		大 学 卒	* 231,803	x	x	—
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師		養 成 所 卒	* 224,771	x	* 229,665	—
新 卒 栄 養 士		短 大 卒	x	—	x	—
準 新 卒 看 護 師		養 成 所 卒	* 227,874	* 258,950	* 222,760	—
準 新 卒 准 看 護 師		養 成 所 卒	* 207,140	—	* 207,140	—
新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	* 231,467	—	* 238,700	x
新 卒 船 員		海 上 技 術 学 校 卒	x	—	x	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成25年度中に資格免許を取得し、平成26年4月までの間に採用された場合をいう。なお、医師については、平成23年3月大学卒業後、平成23年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成26年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「x」は調査事業所が1事業所、「\*」は調査事業所が10事業所以下であることを示す。

## 第 18 表 企業規模別、職種別平均給与額等

### その1 全 職 種

#### 事務・技術関係職種〔規模計〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	52.7	845,187	845,187	0	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長	51.2	810,035	810,035	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長	47.4	736,181	736,181	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	46.3	650,129	645,167	4,962	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理	43.4	533,225	484,355	48,870	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	40.9	457,768	401,369	56,399	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	38.5	433,079	366,885	66,194	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認めら れる主任、中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	34.1	350,212	291,206	59,006	
工 場 長	52.7	946,694	946,694	0	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長	51.0	680,559	680,559	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長	48.6	697,956	697,956	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長	46.4	571,037	560,562	10,475	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理	44.1	517,133	473,814	43,319	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
技 術 係 長	42.0	497,403	445,703	51,700	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任	37.2	412,050	344,821	67,229	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認めら れる主任、中間職（係長－係員間）
技 術 係 員	32.6	367,371	296,041	71,330	

(注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第18表において同じ。）。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（第18表において同じ。）。

3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（第18表において同じ。）。

4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（第18表において同じ。）。

### 研究関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
研 究 所 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の所の長
44.1			635,348	635,348	0	
研 究 部 ( 課 ) 長		50.0	654,222	647,621	6,601	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室 ( 係 ) 長		44.7	570,318	536,300	34,018	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員		41.1	505,365	455,135	50,230	下記研究員より上位の者
研 究 員		31.4	333,345	294,899	38,446	
研 究 補 助 員		26.8	249,990	219,937	30,053	

### 医療関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
病 院 長		歳	円	円	円	部下に医師又は歯科医師5人以上
65.1			1,387,843	1,387,843	0	
副 院 長		58.6	1,137,000	1,137,000	0	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長		54.8	1,183,727	932,182	251,545	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 師		42.8	922,938	715,830	207,108	
歯 科 医 師		49.2	775,146	775,146	0	
薬 局 長		49.9	530,691	483,955	46,736	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師		35.1	398,474	336,830	61,644	
診 療 放 射 線 技 師		37.6	435,951	369,386	66,565	
臨 床 検 査 技 師		41.8	432,537	375,211	57,326	
栄 養 士		36.1	316,600	288,503	28,097	
理 学 療 法 士		32.3	309,962	292,544	17,418	
作 業 療 法 士		31.4	291,480	279,257	12,223	
総 看 護 師 長		50.4	532,279	532,279	0	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長		45.7	464,311	417,010	47,301	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師		35.6	384,362	337,730	46,632	
准 看 護 師		42.9	344,841	290,462	54,379	

### 教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
大 学 学 長		64.9	1,181,611	1,181,611	0	
大 学 副 学 長		60.4	783,984	783,984	0	
大 学 学 部 長		61.2	856,075	856,075	0	
大 学 教 授		53.1	887,589	822,113	65,476	
大 学 准 教 授		46.0	681,637	647,996	33,641	
大 学 講 師		43.5	506,459	496,984	9,475	
大 学 助 教		39.2	435,887	423,498	12,389	
高 等 学 校 校 長		62.1	823,800	823,800	0	
高 等 学 校 教 頭		54.6	730,787	730,787	0	
高 等 学 校 主 幹 教 諭		52.3	607,362	607,362	0	
高 等 学 校 指 導 教 諭		52.0	553,363	553,363	0	
高 等 学 校 教 諭		44.1	541,755	541,755	0	

### 海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
船 長 ・ 機 関 長		52.6	908,263	908,263	0	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士		41.7	618,212	480,577	137,635	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士		39.7	443,609	387,310	56,299	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士		30.5	409,462	336,042	73,420	
運 航 士		—	—	—	—	
甲 板 長 ・ 操 機 長		51.3	533,649	389,296	144,353	
甲 板 手 ・ 操 機 手		44.1	485,368	338,162	147,206	
甲 板 員 ・ 機 関 員		22.0	396,954	394,612	2,342	

### 技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
電 話 交 換 手		50.7	419,041	404,980	14,061	見習、外国語の電話交換手を除く。
自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手		54.8	509,675	383,646	126,029	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守 衛		51.8	394,888	383,879	11,009	
用 務 員		52.9	301,872	280,292	21,580	

その2 公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

区分 職種	平均 年齢	平均給与額			備考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支店長	52.7	875,272	875,272	0	構成員50人以上の支店(社)の長(6級)
事務部長	51.3	900,879	900,879	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(6級)
事務部次長	46.1	806,873	806,873	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)(6級)
事務課長	46.1	693,764	688,719	5,045	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(5級)
事務課長代理	43.3	585,280	523,547	61,733	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(4級)
事務係長	41.1	485,451	422,191	63,260	係の長及び係長級専門職(3級)
事務主任	39.1	468,273	393,182	75,091	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認めら れる主任、中間職(係長-係員間)(2級、一部は3級)
事務係員	34.1	367,625	297,746	69,879	(1級)
工場長	52.6	965,299	965,299	0	構成員50人以上の工場の長(6級)
技術部長	51.6	730,132	730,132	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(6級)
技術部次長	48.4	785,734	785,734	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)(6級)
技術課長	46.9	601,047	590,231	10,816	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(5級)
技術課長代理	47.1	534,040	512,779	21,261	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(4級)
技術係長	42.3	509,627	464,343	45,284	係の長及び係長級専門職(3級)
技術主任	37.2	428,204	361,697	66,507	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認めら れる主任、中間職(係長-係員間)(2級、一部は3級)
技術係員	32.4	405,691	315,013	90,678	(1級)

(注) 「備考」欄の( )内は、行政職給料表(一)の対応級である(第18表その2において同じ。)

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
支 店 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（5級）
事 務 部 長		52.5	642,923	642,923	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
事 務 部 次 長		51.2	660,048	660,048	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
事 務 課 長		49.9	610,579	610,579	0	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
事 務 課 長 代 理		46.7	547,230	543,128	4,102	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		43.7	476,576	443,767	32,809	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		40.5	423,884	374,961	48,923	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認めら れる主任、中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員		37.2	366,670	318,191	48,479	（1級）
事 務 係 員		34.1	334,563	286,853	47,710	
工 場 長		54.0	581,350	581,350	0	構成員50人以上の工場の長（5級）
技 術 部 長		50.6	606,064	606,064	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
技 術 部 次 長		49.1	586,349	586,349	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
技 術 課 長		45.7	517,307	508,434	8,873	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
技 術 課 長 代 理		43.1	516,356	463,024	53,332	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		41.1	456,311	378,579	77,732	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		37.2	383,495	311,465	72,030	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認めら れる主任、中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員		32.9	343,556	285,494	58,062	（1級）

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長（5級）
事 務 部 長	49.9	675,937	675,937	0	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
事 務 部 次 長	47.2	513,858	513,858	0	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
事 務 課 長	43.9	447,002	431,227	15,775	15,775	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
事 務 課 長 代 理	42.3	412,853	379,447	33,406	33,406	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長	42.2	394,140	361,170	32,970	32,970	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任	37.4	355,438	302,626	52,812	52,812	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認めら れる主任、中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員	33.8	305,501	261,718	43,783	43,783	（1級）
工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（5級）
技 術 部 長	45.9	520,285	520,285	0	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
技 術 部 次 長	47.3	504,715	504,715	0	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
技 術 課 長	42.0	439,413	419,001	20,412	20,412	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
技 術 課 長 代 理	40.1	403,769	378,394	25,375	25,375	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長	39.6	415,555	353,770	61,785	61,785	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任	37.5	355,490	304,897	50,593	50,593	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認めら れる主任、中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員	31.1	299,514	251,857	47,657	47,657	（1級）